

自動車保管場所証明申請書

記載要領

一般的注意事項

受付 平日8:30~16:30 交付 平日8:30~16:30
当日受理 平日8:30~16:00

- 1 申請書は、複写式(全2枚)です。上からボールペンで強く書いてください。
- 2 証紙代は、**2,300円**です。
- 3 **証明書交付後の訂正は、一切認められません。**
- 4 **車庫証明申請にかかる書類全ての押印が不要となりました。**
(訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上または右等に正しい記載をしてください。)

証明書 交付日	提出日を含む5日後(土日祝日・年末年始を除く)の8:30から交付可能。 ※ 提出書類に不備があった場合は交付日が遅れることがあります。
------------	--

トヨタ、ニッサン、ホンダ等と記載。 クワン、ヴェクシー等と記載しない		アルファベットや -、数字まで 正確に記載。		単位はcm	
① 名	② 型 式	③ 車 台	④ 自 動 車 の 大 き さ		
トヨタ	ABC-DEF22	DEF22-34567	長さ	400	センチメートル
			幅	180	センチメートル
			高さ	150	センチメートル
⑤ 自動車の使用の本拠の位置	愛媛県松山市南堀端町2番地2				
⑥ 自動車の保管場所の位置	愛媛県松山市若草町7番地				
⑦ ※ 保管場所標準番号	9	2	1	2	3
⑧ 松山東 警察署長 殿					
住所 愛媛県松山市南堀端町2番地2					
⑩ 申請者氏名 愛媛 太郎					
電話番号 (089) 934 局 0110 番					
⑨ 年 〇〇 月 〇〇 日					
書類の警察署提出日					
⑪ 自動車 保管場所証明書					
自動車保管場所の位置欄記載の場所は、上記申請に係る自動車の保管					
月 日 警察署長 印					

★ 証明の日から「箇月」以内に運輸支局に提出してください。
★ 保管場所を管轄する警察署に提出してください。
★ 証明書交付後、証明内容の訂正はできません。

法人が申請する場合	個人が申請する場合
松山市〇〇町〇丁目〇-〇 マツヤマニシ 株式会社 松山西 代表取締役 松山 太郎	松山市〇〇町〇丁目〇-〇 マツヤマ タロウ 松山 太郎
※ 住所は住民票・印鑑証明等の登記簿のとおり記載して下さい。	

※令和2年12月28日以降、押印は不要となりました。
「印」と記載のある様式のものについては、「印」の部分有二重線で削除してください。
訂正は、訂正箇所を二重線で消し、その上または右等に正しい記載をしてください。

車庫証明申請に必要な書類は警察署窓口の他、愛媛県警察ホームページからもダウンロード可能です。

裏面に続く

添える書類

○ 土地建物の所有者関係の書類(左右のどちらか片方必要)

※ 押印は不要です。

申請者自身の単独所有の場合

当てはまるものに○をつけてください。

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

松山東 警察署長殿

申請書の警察署長名と同じです。

00年00月00日

〒 790-0808

住所 愛媛県松山市若草町7番地

氏名 愛媛 太郎

電話 (089) 934-0110

備考 1. 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に、○をつけて下さい。
2. 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に、○をつけて下さい。

他人(家族含む)・共有所有の場合

保管場所使用承諾証明書

① 保管場所の位置	松山市南堀端2番地2 〒790-0873
② 使用者	住所 松山市南堀端2番地2 氏名 松山 次郎 電話(089)934局0110番
③ 使用期間	〇〇年〇〇月〇〇日から 〇〇年〇〇月〇〇日まで

上記のとおり自動車の保管場所としての使用を承諾したことを証明する。

〇〇年〇〇月〇〇日

〒790-0808

所 愛媛県松山市若草町7番地

話(089)934-0110

名 愛媛 太郎

※「承諾書」と「所有者」が異なる場合は、所有者名も記入してください

④ 備考 共有の場合は、共有者の全員の住所・氏名を記入
この保管場所使用承諾証明書は、必ず、承諾者本

※使用承諾書の記載事項の訂正は、承諾者以外認められません。

共有の場合は、共有者全員の住所、氏名を。

①	土地・建物	保管場所である土地・建物の両方が自己所有
②	土地	保管場所である土地が自己所有の場合
③	建物	保管場所である車庫が建物と一体となって築造され、かつ築造された車庫が自己所有の場合
④	①から③に当てはまらない場合	次のような使用権原書が必要です。 ・駐車場賃貸契約書の写し ・使用承諾書 など

① 保管場所の位置	申請書及び届出書の「保管場所の位置」欄と同じ。
② 使用者	申請書及び届出書の「申請者」「届出者」欄と同じ。 申請者の住所と使用の本拠の位置の住所が異なるときは注意してください。
③ 使用期間	・原則、使用期間が3箇月以上あることが必要です。 ・原則、申請日又は届出日現在、使用期間開始日が到来しているもの。 ただし、証明申請の場合は、使用期間開始日が証明日より前の日付でも可。
④ 共有の場合	共有者全員の 使用承諾書 が必要です。 (申請者も使用承諾書が必要。) これにより難しい場合は、共有者の中の代表者が使用承諾書1通を作成し、他の共有者は、住所及び氏名を連署した別紙を添付してください。

※ 建物を届出者のものとして登記している場合であっても、土地が他人所有であり、保管場所が建物外であれば、右側の書類が必要です。

○ 保管場所の位置関係の書類

自宅・保管場所の位置(2キロメートル以内)
自宅から保管場所までの直線距離などを記載した、住宅地図のコピー(A4サイズ)等を添えて提出可。

記載例



